

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

◇ 告 示 目 次

告 示

鳥取県告示第百一十一号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

次の河川に係る岩美郡岩美町大字岩本及び本庄の区域内の土地のうち別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地

蒲生川

右岸	左岸
” 岩美郡岩美町大字岩本字箱田二八二番の一地から 大字本庄字五反田九八番の二地まで	” 岩美郡岩美町大字岩本字鳥繩手三一一番の二地から 大字本庄字下畑ヶ四一六番の一地まで

(別紙図面は、省略する。)